国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、一月二十日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を加え、同号ロ中「百分の八十五」を「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の四十五）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を加える。

附則第七項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・四二五）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を加える。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、四〇六、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	一、〇三五、〇〇〇円 九六五、〇〇〇円 八九五、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	十二号給　五八五、〇〇〇円 十一号給　五五四、三〇〇円 十号給　五二四、三〇〇円 九号給　四九二、七〇〇円 八号給　四六二、二〇〇円 七号給　四三四、八〇〇円 六号給　三九九、五〇〇円 五号給　三六一、〇〇〇円 四号給　三三五、二〇〇円 三号給　二九四、〇〇〇円 二号給　二七二、一〇〇円 一号給　二六二、八〇〇円

別表第二　指定職給料表（第一条関係）

号給	給料月額
1	706,000円
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考　この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三　行政職給料表（第一条関係）

イ　行政職給料表(一)

職員の区分 / 職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	140,100円	190,200円	226,400円	259,900円	286,200円	317,000円	361,300円	406,900円	457,200円	520,500円
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900